

第 83 号

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成26年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第7号中「及び」の次に「第5項並びに」を加える。

第4条第5号ア中「及び第12条第2項第3号」を「、第12条第2項第3号及び第13条第1項」に改める。

第10条に次の1項を加える。

5 控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第12条に次の1項を加える。

5 第10条第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第10条第5項中「事業報告書等又は役員名簿」とあるのは、「第3条第2項第5号若しくは第6号（これらの規定を第9条第5項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項第4号に掲げる書類」と読み替えるものとする。

第13条第1項中「書類（）」の次に「同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項第2号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

第14条中「これらの書類」の次に「（第2号に掲げる書類（第3条第2項第5号及び第6号（これらの規定を第9条第5項において準用する場合を含む。）に掲げるものに限る。）、第3号及び第4号に掲げる書類並びに第7号に掲げる書類（第12条第2項第4号に掲げるものに限る。）については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例第13条第1項の規定は、同条例第2条第1項に規定する控除対象特定非営利活動法人がこの条例の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、当該控除対象特定非営利活動法人が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(提案理由)

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。